

照明器具のPCB使用安定器に関する調査票

【本調査票】返信の締め切り **2019年9月25日(水)**

調査票は、必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、2019年9月25日までに投函してください。

なお、御回答がない場合は、電話による確認又は訪問調査をさせていただくことがあります。

群馬県内に事業用建物をお持ちの方へ

PCB使用安定器の処分期限

2023年3月31日



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」



使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく**電気工事業者**や**専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）に御相談ください。建物の竣工図書、過去に調査した記録等がある場合にはそれをもとに御記入ください。

問い合わせ窓口

群馬県森林環境部環境局廃棄物・リサイクル課業務委託先
アクリーグ株式会社群馬営業所
フリーダイヤル:0120-916-142(平日9時~17時)

記入者情報等

記入内容について問い合わせさせていただくことがありますので、必ず記入者名及び電話番号を御記入ください。また、お手数ですが、事業所名及び住所が封筒の宛名ラベルに記載されている情報と異なる場合は御修正ください。電気工事業者や専門の調査会社、ビルメンテナンス会社等に相談した場合は、下段も御記入ください。

記入年月日	年 月 日 ()		
建物・事業所の名称			
建物・事業所の住所			
記入者氏名		電話番号	
相談した 電気工事業者、 専門の調査会社、 ビルメンテナンス 会社等	事業者名		
	住所		
	担当者氏名		
	電話番号		

調査 No.

裏面の設問に続きます



設問1 所有物件の建築時期について

昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。下記の設問に御回答ください。

所有している建物の建築時期は
昭和52年(1977年)3月以前ですか

当てはまる回答に○を付けて下さい。

はい ・ いいえ

- ➡ ●「いいえ」を選択した方：調査終了
●「はい」を選択した方：設問2へ

設問2 所有物件の用途について

昭和52年(1977年)3月以前に建築された、**事業用建物やアパート・マンション等の共同住宅の共用部分**には、PCB(毒性のある絶縁油)が使用された照明器具安定器が使用されている可能性があります。

設問1で「はい」と回答した物件は事業用建物ですか

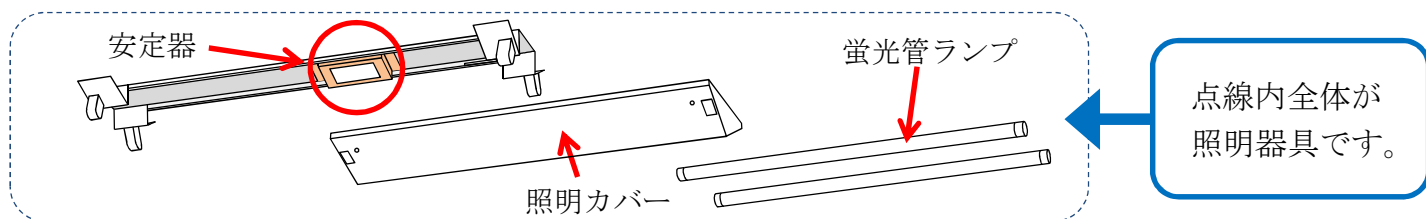
当てはまる回答に○を付けてください。(過去に事業を行った建物の場合や、
アパート・マンション等の共同住宅の場合も「はい」に○を付けてください。)

はい ・ いいえ

- ➡ ●「いいえ」を選択した方：調査終了
●「はい」を選択した方：設問3へ

設問3 照明器具の交換について

照明器具とは、蛍光灯ランプの他に下図に示すように安定器も含みます。



設問2で「はい」と回答した物件は、昭和52年4月以降に、**全ての照明器具を交換し、処分していますか**

当てはまる回答に○を付けてください。

(全て交換済みであっても保管している安定器があれば「いいえ」を選択してください。)

はい ・ いいえ

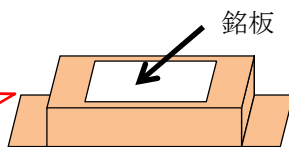
- ➡ ●「いいえ」を選択した方：設問4へ
●「はい」を選択した方：調査終了

設問4 照明器具安定器のPCB使用について

設問3で「いいえ」と回答した建物については、PCBが使用されている照明器具安定器が設置または保管されている可能性があります。**別紙を参考にして必ず調査を行って下さい。**

※群馬県内におけるPCB使用安定器の処分期限は2023年3月31日までです。処分期限を過ぎてPCB廃棄物をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性があります。

電球・丸型蛍光灯器具、一般家庭用照明器具にはPCBは使われていません。



照明器具のラベルまたは安定器の銘板を確認



蛍光灯の安定器

PCB使用照明器具安定器を保管または設置していますか

当てはまる回答に○を付けてください。台数は概数可。

はい (台) ・ いいえ ・ 不明

以上で調査終了です。御協力ありがとうございました。送付いただいた調査票は返却いたしません。